

特定事業者の皆様へ

疑わしい取引の届出における届出書の
入力要領（マニュアル）を改訂しました。

新しい入力要領は下記のとおり

旧 疑わしい取引の届出における入力要領・三訂版



新 疑わしい取引の届出における入力要領・四訂版

【改訂概要】

- ◆ 「疑わしい取引の参考事例」の改訂に伴い、ガイドライン番号・名称の追加及び変更をしました
 - ・ 一覧表は参考事例の記載順とし、また、既存の番号は従前どおりとしているので、番号欄は昇順になっていません
 - ・ 仮想通貨交換業者のガイドライン番号・名称は新設となります
- ◆ 以下の事項について、入力要領をわかりやすくしました
 - ・ 外国人等の氏名欄
 - ・ 住所欄
 - ・ 備考欄の活用

入力要領は、警察庁（犯罪収益移転防止対策室）のホームページに掲載しています。

(<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>)



警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課
犯罪収益移転防止対策室
03 (3581) 0141 内線 (722-530~538)

「疑わしい取引の届出における入力要領」の改訂について

宝飾品関係団体各位

本年4月1日に特定事業者のうち、次の事業者における「疑わしい取引の参考事例」が改訂されております。

預金取扱機関、資金移動業者、保険会社、金融商品取引業者、仮想通貨交換業者（金融庁所管）
クレジットカード、郵便物受取サービス（経済産業省所管）
商品先物取引業者（農林水産省、経済産業省所管）

主な改訂内容について

- テクノロジー・セキュリティに着目した改訂
- テロ資金供与に着目した改訂
- 拡散金融・人身取引に着目した改訂
- 外国 PEP 関係に着目した改訂
- 仮想通貨交換業者の新設
- 郵便物受取サービスの悪用実態に着目した改訂

となります。

本改訂により、全事業者が疑わしい取引を届出する際に参考としている「疑わしい取引の届出における入力要領」（JAFICウェブサイト上で公表）も4月1日に三訂版から四訂版に更新となります。

https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index_g.htm

三訂版から四訂版への主な変更点は、前出の事業者の「疑わしい取引の参考事例」の項目の追加や修正（40頁以降参照）に加えて、これまで事業者からの問い合わせが多かった

- ・外国人等の氏名の入力について（7頁参照）
- ・住所が不明であった場合の入力について（13頁参照）
- ・桁数が多い仮想通貨アドレス等の入力について（25頁参照）

について追記しております。

経済産業省 製造産業局 生活製品課

URL : <http://www.meti.go.jp/>